

高額医療・高額介護合算制度

(計算期間 令和6年(2024年)8月1日～令和7年(2025年)7月31日)

医療保険や介護保険を使用した際、医療保険・後期高齢者医療制度では高額療養費の支給により、介護保険制度では高額介護（介護予防）サービス費の支給により、世帯合算負担額に月単位で上限を設けて負担軽減を図っています。

高額医療・高額介護合算制度では、上記の軽減を受けてもなお残る医療・介護の負担額について、年単位で上限を設けることでさらに負担を軽減するものです。

同じ医療保険の世帯内(※1)で、医療費と介護サービス費の両方の自己負担があり、1年間の自己負担額(※2)の合計が世帯の自己負担限度額(下表参照)を超えた場合、申請することにより超えた分が支給されます。

★計算の結果、支給基準額(500円)以下の場合は支給されません。また、重度心身障害者医療費支給制度等から助成されている分については支給されません。そのほか、補助金等の支給を受けている方については、その分を考慮し再計算を行うことがあります。

※1 ここでいう「世帯」とは住民票上の世帯ではなく、令和7年(2025年)7月31日時点での加入医療保険ごとの世帯になります。夫婦であっても一方が後期高齢者医療、もう一方が国民健康保険であるケースなど、医療保険が異なる場合は合算できません。

※2 保険適用外の費用、「高額療養費」「高額介護サービス費」として支給された分は自己負担額から除きます。

■自己負担限度額(令和6年(2024年)8月1日～令和7年(2025年)7月31日)

| 年齢 | | 75歳以上(※3) | 70～74歳 | 70歳未満 | |
|---------------------|------------------------------|------------------------|------------------|---------------------|------------------|
| 対象となる費用 | | 医療費(後期高齢者) +介護サービス費 | 医療費 + 介護サービス費 | 基準総所得額 (※7) | 医療費 + 介護サービス費 |
| 現役並み 所得者 (※4) | Ⅲ 住民税課税所得(※5) が690万円以上 | 212万円 | | ア 901万円超 | 212万円 |
| | Ⅱ 住民税課税所得が380 万円以上690万円未満 | 141万円 | | イ 600万円超 901万円以下 | 141万円 |
| | I 住民税課税所得が145 万円以上380万円未満 | 67万円 | | ウ 210万円超 600万円以下 | 67万円 |
| 一般【住民税の課税世帯】 | | 56万円 | | エ 210万円以下 | 60万円 |
| 低 所 得 者 | Ⅱ(I以外の住民税非課 税世帯) | 31万円 | | オ 住民税 非課税世帯 | 34万円 |
| | I (※6) | 19万円 | | | |

※3 65～74歳で一定の障がいを持つため、後期高齢者医療制度に加入している被保険者を含む

※4 医療費の負担割合が3割になっている70歳以上の被保険者

※5 住民税課税所得(住民税課税標準額)とは、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額から地方税法上の各種所得控除を差し引いた額

※6 所得が0円(なお、年金収入は控除額を80万円として計算)の住民税非課税世帯で70歳以上の被保険者

※7 基準総所得額とは、総所得金額(給与所得や事業所得等の合計額)、山林所得、土地の譲渡にかかる所得等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額

■支給申請の流れ

* 加入している医療保険によって異なります。

